

前橋市消費生活センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 位置 <u>前橋市大手町二丁目12番1号</u></p>	<p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 位置 <u>前橋市千代田町二丁目5番5号</u></p>